

【各種料金表】

＜ 介護サービス料金(1割負担分) ＞ 単位(円)

	要支援1	要支援2
介護サービス料金(1日あたり)	536	666

- ※ 上記の金額には地域区分別加算(朝霞市の場合10.55%)が加算されています。
- ※ 介護保険法の改定等により費用に変動が出る場合があります。
- ※ 2割負担の方はおよそ2倍の自己負担額が発生します。

＜ 居住費 ＞ 単位(円)

	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
居住費(1日あたり)	820	820	1,310	1,970

- ※ 利用者負担段階の区分基準は表1参照
- ※ 消費税の変動等により、費用に変動が出る場合があります。

＜ 食費 ＞ 単位(円)

	第一段階	第二段階	第三段階	第四段階
食費(1日あたり)	300	390	650	1,500

- ※ 利用者負担段階の区分基準は表1参照
- ※ 消費税の変動等により、費用に変動が出る場合があります。
- ※ 食費1日当たり1,500円の内訳は朝食455円 昼食560円 夕食485円になります。

＜ その他加算 (1割負担の場合) ＞ 単位(円)

療養食加算(1日あたり)	25
--------------	----

- ※ 介護職員処遇改善加算として8.3%が加算されます。
- ※ 介護保険法の改定等により、費用に変動が出る場合があります。
- ※ 左記の加算の他に加算が追加される場合があります。
- ※ 2割負担の方は、およそ2倍の自己負担額が発生します。

＜1日の利用料金の合計＞ 単位(円)

	要支援1	要支援2
第一段階	1,656	1,786
第二段階	1,746	1,876
第三段階	2,496	2,626
第四段階	4,006	4,136

- ※ その他実費利用料は別途発生する場合があります。
- ※ <1日の利用料金の合計>については『介護サービス料金(一割負担の場合)』+『居住費』+『食費』で算出しています。2割負担の方は『介護サービス料金』がおよそ2倍になります。
- ※ 利用者負担段階の区分基準は裏面(表1)参照。

(表1) 【 食費、居住費の利用者負担段階の区分基準 】

第一段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者
第二段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
第三段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で利用者負担段階第二段階以外の方
第四段階	上記以外の方

- *平成28年8月から制度改正により、上記負担段階の要件に加え、下記の認定要件が追加されました。
- ・配偶者がいる場合、同一世帯であるかどうかにかかわらず、その配偶者も市民税非課税であること。
- ・預貯金等の金額が、単身の場合1,000万円以下、夫婦の場合2,000万円以下であること。